

弁護士・戸出健次郎の 困ったときの相談と転ばぬ先の杖

第14回



戸出健次郎 (とで・けんじろう)

平成12年 学習院大学法学部卒
平成19年 弁護士登録(第一東京弁護士会所属)
平成22年 悠綜合法律事務所パートナー
平成22年 度第一東京弁護士会代議員
専門分野: 農業分野(法務、税務)、不動産関連業務

農業年金の種類と受給要件

【質問】

私は、新規に農業を始めるにあたり、農業者年金に加入しようと思っておりますが、年金の種類と受給要件について教えてください。

【回答】

給付の種類には、①農業者老齢年金、②特例付加年金、③死亡一時金の3種類があります。受給要件については、解説で述べますが、農業の承継の仕方など家族と話し合っておいた方が良い事項もありますので、身近な問題として日常的に考えておくことをお勧めします。

【解説】

1 農業者老齢年金

農業者老齢年金は、60歳未満の国民年金第1号被保険者であって、年間60日以上農業に従事する者であらば誰でも加入できます。農地を持たない農業者や家族従事者も加入できます。農業従事者の基本的な年金制度です。

いわゆる財政方式ではなく、積立方式である点、65歳から受給開始(60歳まで繰上げ受給が可能)であること、運用の方法等、国民年金に類似した点が多いです。

2 特例付加年金

特例付加年金は、①保険料納付期間が20年以上であること(カラ期間を含む。旧制度との通算可能)、②原則65歳以上であること(ただし、60歳以降であれば農業老齢年金と合わせて繰上げ受給も可能)、③経営承継により農業を営む者でなくなったことの3つの要件を充足した際に受給することができます。

③の経営承継の要件は次のとおりです。

(1) 特定農業者の場合

ア 経営承継の相手方の要件

・後継者継承の場合
60歳未満の直系卑属の1人またはその配偶者であること(ただし、通算3年または直近1年以上農業に従事していたこと)。
・第三者継承の場合(①～③のいずれかを充足)

① 60歳未満の農業経営者であること

② 60歳未満の新規就農者(通算3年または直近1年以上農業に従事していたこと)

③ 農業を営む法人、農地保有合理化法人、農協、農協連、農事組合法人、地方公共団体のいずれかであること

イ 権利移転の要件(①②のいずれも充足)

・農地等を農地以外のものにする

ためのものではないこと
・使用収益の設定期間が10年以上であること

(2) 特定農業者以外の者の場合

① 農地などの権利名義を持たず、一般農業生産施設のみにつき権限に基づき農業を営む者の場合、基準日において農業の用に供していた当該施設につき、供用廃止、売却等を行うことで農業を営む者でなくなる

② 家族経営協定により経営に参画している配偶者後継者の場合、家族経営協定書に掲げる取決めに従って農業を営む者でなくなる

3 死亡一時金

加入者の死亡によって被保険者の受給資格は喪失し、受給権者の死亡によって年金受給権は喪失します。死亡一時金は、加入者が納付した保険料とその運用収入を原資とする農業者老齢年金の受給機会の喪失を埋め合わせることが適当であることから、加入者及び受給者が80歳に達する前に死亡したときは、その者と生計を同じくしていた遺族に一時金として死亡した翌月から80歳に達する月までに、その者に支給されることとなります。農業者老齢年金が支給されません。